

2020年
7月15日号

スポーツベッティング事業の米国の最新動向と日本におけるサービス展開の法的留意点

執筆者: 平尾 覚、稲垣 弘則、北住 敏樹

1. 米国のスポーツベッティング事業の動向

米国では、2018年5月14日、米国連邦最高裁判所がスポーツ賭博を禁じる連邦法を違憲無効とする判決が確定し¹、スポーツ賭博の合法性の判断が各州に委ねられることになったことを皮切りに、複数の州で、個人がスポーツを対象に勝敗等を予想し、その結果に応じて賞金等を獲得するというスポーツベッティングサービスが開始されました。その後、相当数の州で次々にスポーツ賭博が合法化される中、MLB等のプロスポーツ団体が、スポーツベッティング事業を営む複数の事業者とパートナーシップ契約を締結し、公式データやチーム名・チームロゴ等を使用した上でスポーツベッティングサービスを提供する権利を付与するなど、スポーツベッティング事業の拡大に向けた取組が進んでいます。

また、本年7月2日には、MLB球団の一つであるデトロイトタイガースが、オーストラリアが本社のブックメーカーであるPointsBetとパートナーシップ契約を締結したことを公表しました²。これは、MLB球団としては初めてのスポーツベッティング事業者とのパートナーシップ/スポンサーシップ契約の締結事例となります。PointsBetのサービスローンチは年内を予定されており、今回の取引はサービスローンチ前のPRを目的としたものとのことです³。

スポーツベッティングについては、元々ヨーロッパ各国で盛んに行われておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により各プロスポーツが無観客又は来場者制限下での開催を余儀なくされている状況において、特にオンライン上でのサービスを提供するオンラインスポーツベッティングは、今後より一層の盛り上がりを見せることが予想されます。米国の一部の州では、パンデミック

¹ Murphy v. Nat'l Collegiate Athletic Ass'n, 138 S. Ct. 1461 (2018).

² Enhancing the Fan Experience: Points Bet Becomes Official Gaming Partner for Detroit Tigers (Jul. 2, 2020). <https://www.mlb.com/tigers/news/tigers-announce-revised-2020-schedule?t=tigers-press-releases>.

³ パートナーシップ契約で PointsBet に対して付与された具体的な権益は、スコアボード等への企業名露出、Tigers.com で放送される番組での合同企画等の実施、リーグ・球団のロゴ使用権、リーグが保有・管理するデータへのアクセス権等となります。(David Purdum, Tigers First MLB Team to Partner With Bookmaker (Jul. 2, 2020). https://www.espn.com/chalk/story/_/id/29399063/tigers-first-mlb-team-partner-bookmaker.)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

クによる税収減を解決するための方策としてスポーツベッティング事業が注目され、パンデミックの状況がスポーツベッティング事業の拡大を促進させる可能性が示唆されています⁴。また、ファンタジースポーツ事業を展開する DraftKings は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、多くの州におけるスポーツ賭博の合法化に伴い、第 1 四半期(本年 3 月 31 日まで)における収益が 30%上昇しています⁵。

今後、米国でスポーツベッティングが活性化していけば、ブックメーカーやカジノ事業者の間で競争が激化し、ブランド認知力の向上や、サービスの差別化を図るためのデータ等の活用を企図して、ブックメーカー・カジノ事業者とリーグ・チームとの間のスポンサーシップ契約等の取引が促進すると考えられます。新型コロナウイルスの感染拡大による試合の中止等に伴う放映権料及びスポンサーシップの減額、並びに、チケット収入の減少による大幅な収益減少に歯止めをかける方策として、ブックメーカーやカジノ業者との間でのスポンサーシップ・パートナーシップ契約の締結が、今後の賭博合法州のスポーツ団体の新たな収益源として期待されていくと共に、賭博非合法州における賭博合法化を進める要因にもなっていく可能性があると考えられます。

2. 日本におけるスポーツベッティングの位置づけ

日本では、賭博行為は原則として禁止されており、オンライン上であるか否かを問わず、スポーツを対象に賭博行為を行うことは、競馬・競艇・競輪・サッカーくじ等、法令で許容されている場合を除き⁶、賭博罪(刑法 185 条)が成立します。

そのため、日本において米国のようなスポーツベッティング事業を正面から行うことは賭博罪との関係で問題があります。また、DraftKings 等が米国で展開しているファンタジースポーツ事業を日本で行う場合も、当該ビジネスがユーザーから課金を受けることを予定しているものかどうか等で類型化し、賭博罪の成否等を慎重に判断する必要があります⁷。

他方で、日本においても海外のスポーツベッティングサイトに日本からアクセスし、賭博行為を行うユーザーが一定数存在するように見受けられますが、当該行為の合法性については未だ裁判例の蓄積も少なく、十分に整理されていないように見受けられます。したがって、例えば、米国でのスポーツベッティングサイトを運営する日本企業など、賭博合法国を拠点としたスポーツベッティング事業やファンタジースポーツ事業を検討している事業会社においては、自社のサービスのユーザーの行為が賭博行為に該当するリスクを避けるために、日本に居住するユーザーが海外のスポーツベッティングサイトを利用する行為の合法性について整理しておくべきと思われる。

そこで、本稿では、これまであまり議論されてきておりませんが、日本から海外のスポーツベッティングサイトを利用することの合法性について、若干の検討を行います。

3. 海外スポーツベッティングサイト利用行為と賭博罪の成否

(1) 賭博罪が「国内犯」であること

賭博罪は、いわゆる「国内犯」といわれており、国内で行われた賭博行為のみが処罰の対象となります。したがって、例えば賭博が合法化されている国に渡航して賭博行為をしても(例えばラスベガスに旅行に行き現地のカジノで賭博をしても)日本の刑法で処罰されることはありません⁸。

⁴ States Could Accelerate Sports Betting Expansion Due To Pandemic, Street & Smith's Sports Business Journal Daily (Jun. 1, 2020). <https://www.sportsbusinessdaily.com/Daily/Issues/2020/06/01/Coronavirus-and-Sports/Sports-Betting.aspx?hl=Sports+Betting&sc=0>

⁵ DraftKings Reports First Quarter 2020 Results (May 15, 2020). <https://draftkings.gcs-web.com/news-releases/news-release-details/draftkings-reports-first-quarter-2020-results>.

⁶ 競馬、競艇、競輪及びサッカーくじについては、競馬法、自転車競技法、モーターボート競技法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律において、勝敗の的中者等に対して、一定額の払戻金を交付することが規定されています。そのため、法令に基づく行為として、刑法 35 条より違法性が阻却され、賭博罪が成立しないとされています(大塚仁・河上和雄・中山義房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第三版 第 2 巻(第 35 条～第 37 条)』348 頁(青林書院、2016 年))。

⁷ ファンタジースポーツ事業については、[稲垣弘則=片桐秀樹「スポーツテックビジネスにおける法的論点」\(西村あさひ法律事務所 スポーツビジネス・ロー・ニューズレター 2019 年 9 月 17 日号\)](#)もご参照ください。

⁸ 刑法 1 条 1 項は、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」と定めています。また、刑法 2 条及び 3 条は、国外で一定の犯罪を犯した場合についても、日本の刑法が適用される旨を定めておりますが、賭博罪についてはその対象に含まれておりません。そのため、賭博罪については日本国内での行為のみが日本の刑法の適用対象となります。

それでは、海外のスポーツベッティングサイトに日本からアクセスして賭博行為に及んだ場合、日本の刑法で処罰されるのでしょうか。この問題については、海外のサーバに設置されたオンラインカジノに日本からアクセスして賭博行為に及んだ場合と類似の問題と考えることができます。

日本国内からオンラインカジノを利用する場合は、賭博罪が国内犯であることを前提としても、日本国内から賭博行為に及んでいる以上、賭博罪が成立し、処罰対象となると考えるのが自然です。

(2) 賭博罪が「必要的共犯」であること

これに対して、「賭博罪は『必要的共犯』であり、共犯者が海外にいて処罰の対象とならないのであるから、結局、日本国内からオンラインカジノを利用しても賭博罪は成立しない。」とする意見を目にする場合があります。しかしながら、当該意見の当否については、刑法理論に基づいた慎重な検討が必要です。

まず、「必要的共犯」とは何かという点から説明する必要があります。

「共犯」の意味は、日常用語に近づけて説明すると、「一緒に犯罪を犯した者」と言い換えることができます。そして、「必要的共犯」とは、一般的に、「もともと複数人が関与することが予定されている犯罪」などといわれています⁹。必要的共犯の典型例は、刑法 197 条の贈賄罪(賄賂を贈る罪)です。賄賂を贈る相手がいなければ贈賄罪が成立しないのは当然ですので、本罪が必要的共犯に分類されることとその構造は理解しやすいのではないのでしょうか。

それでは、賭博罪はどのような構造になるのでしょうか。賭博罪の本質は、「財産を賭けること」すなわち、「財産を得たり、失ったりすることを争うこと」にあるとされており、財産を得る人と、財産を失う相手がいることが予定されています。そのため、複数人が関与することが予定されている犯罪であり、必要的共犯に分類されることになります。

贈賄罪の例に戻ると、例えば、金銭を受け取ったが、職務と関係のないお金だった場合など、金品を受け取った公務員に収賄罪が成立しない場合には、金品を贈った者にも贈賄罪は成立しません。これと同様に、海外のウェブサイトでカジノを主催した側(賭博の相手方になります)が賭博罪で処罰されないのであるから、カジノに参加した側も賭博罪で処罰できない、というのが上記の意見の根拠と推測されます。

(3) 必要的共犯の成立要件

それでは、賭博罪が必要的共犯であることを前提に、海外のウェブサイトでカジノを主催した側(オンラインカジノ事業者)が日本の刑法の賭博罪で処罰されないのは何故なのでしょう。それは、カジノ主催者の行為が、刑法 185 条で禁止されている賭博行為に該当しないからではありません。カジノ主催者の行為は、刑法 185 条で禁止されている賭博行為に該当はするものの、日本の刑法が賭博罪について、日本国内で行為を行った者のみを処罰することとしているからに過ぎません。

そして、必要的共犯は、あくまで「もともと複数人が関与することが予定されている犯罪」とされている点に注意が必要です。必要的共犯の成立のためには、自分以外の誰かの関与は必要ですが、その誰かに犯罪が成立し、処罰の対象となることまでは必要とされていません¹⁰。

この点に関し、平成 29 年に改正される以前の刑法では、贈賄罪は、国内で行われた場合のみ処罰することとされていました。他方で、収賄罪については、国外で行われた場合にも処罰の対象とされていました。すなわち、海外に渡航中の日本の公務員に対して賄賂を贈った場合、日本の公務員は収賄罪により処罰の対象となりますが、賄賂を贈った側は贈賄罪による処罰の対象とはならなかったのです。

また、刑法 175 条 1 項のわいせつ物頒布罪も、必要的共犯の典型例であるとされています¹¹。わいせつ物を頒布する相手がいなければ、犯罪として成立し得ないからです。しかしながら、刑法は、わいせつ物を頒布する行為は犯罪として処罰の対象として

⁹ 必要的共犯については、「複数人の共働・加効を前提とした」犯罪(山口厚『刑法[第 3 版]』168 頁(有斐閣、2015 年))、「本来、二人以上の者の共同の犯行を予定して定められている犯罪」(大塚仁・河上和雄・中山善房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第三版 第 5 巻[第 60 条～第 72 条]』8 頁(青林書院、2019 年)などと定義されることもあります。

¹⁰ 最高裁判所裁判官も務めた亀山継夫元検事の論文(亀山継夫「国外犯-外国の宝くじ」判例タイムズ 443 号 42 頁(1981 年))でも、「必要的共犯の各必要的関与者にとっての構成要件は、『自己の行為+他の必要的関与者の行為』であって『自己の行為+他の必要的関与者の犯罪』ではないから、必要的関与者の一方について犯罪が成立し、他方について成立しないという場合も当然に生じうるということである」とされています。

¹¹ 大塚仁・河上和雄・中山善房・古田佑紀編『大コンメンタール刑法第三版 第 9 巻[第 174 条～第 192 条]』60 頁(青林書院、2013 年)

いますが、頒布されたわいせつ物を受け取った者に対しては犯罪は成立せず、処罰されることはありません。わいせつ物を受け取った者についてまで処罰する必要はないとの政策判断があったものと考えられます。

このように、改正前刑法における贈賄罪と収賄罪の関係、あるいはわいせつ物頒布罪の存在からも、必要的共犯が成立するに当たり、相手方に犯罪が成立したり、処罰の対象となることは必須ではないことは理解頂けると思います。

以上より、海外のオンラインカジノ事業者が主催するカジノ(海外のサーバに設置されたカジノ)に日本からアクセスして賭博行為に及んだ場合、主催者であるオンラインカジノ事業者は処罰されないものの、アクセスした日本居住者には日本の刑法が適用され、処罰の対象となると考えられます¹² ¹³。

以上の議論は、海外のスポーツベッティングサイトに日本からアクセスして、賭博行為に及んだ場合にも当てはまります。もちろん、全てのスポーツベッティングが「賭博行為」に該当するわけではなく、賞金獲得の条件設定や賞金提供スキーム等によっては、賭博行為に該当しない場合もあり得ると考えられます。

もっとも、現時点で展開されているサービスを前提とすると、日本から海外のスポーツベッティングサイトを利用する行為は賭博行為に該当するリスクが高いことから、賭博合法国においてスポーツベッティング事業の開始を検討している事業会社(又は既に事業を開始している事業会社)におかれては、日本居住者へのサービス提供を制限する等の慎重な措置を講じる必要がある点に留意する必要があると考えられます。

¹² 第185回国会(2013年)において、階猛衆議院議員が提出した質問主意書において、「日本国内から、インターネットを通じて、海外で開設されたインターネットのオンラインカジノに参加したり、インターネットで中継されている海外のカジノに参加することは、国内のインターネットカジノ店において参加する場合だけでなく、国内の自宅からインターネットを通じて参加する場合であっても、刑法第185条の賭博罪に該当するという理解でよいか」との質問がなされており、それに対する内閣の答弁書では、「犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であることから、政府として、お答えすることは差し控えるが、一般論としては、賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十五条の賭博罪が成立することがあるものと考えられ、また、賭博場開張行為の一部が日本国内において行われた場合、同法第百八十六条第二項の賭博開張図利罪が成立することがあるものと考えられる。」と記載されています(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/185017.htm)。

¹³ もちろん、実務的には日本の警察が捜査をするわけなので、海外のオンラインカジノ事業者の実態やサーバの捜査をすることは容易ではありません。実態が解明できなければ犯罪の証明ができないことから、起訴に至るケースがなかなか出てこないことも想像に難くありません。とはいえ、海外のカジノ事業者に対する捜査を行うことは決して難しいことではなく、国際捜査共助の枠組みを利用するなどして捜査を行うことは十分に可能です。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k.hirao@jurists.co.jp

1998-2011 年検事。2001 年イリノイ大学ロースクール卒業(LL.M.)。2011 年弁護士登録。公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。



いながき ひろのり
稲垣 弘則

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.inagaki@jurists.co.jp

2010 年弁護士登録。2017 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018-2019 年パシフィックリーグマーケティング株式会社出向。2019 年より同社にパートタイム出向中。同社でのスポーツビジネスにおける実務経験を活かしつつ、スポーツビジネスに関与する日本企業やスタートアップを含めたあらゆるステークホルダーに対してアドバイスを提供している。



きたずみ としき
北住 敏樹

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.kitazumi@jurists.co.jp

2014 年弁護士登録。入所以来、危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事。危機管理分野では、品質不正、会計不正、金商法違反等の種々の事案について、事実調査やマスコミ・当局等への対応に関する助言を行っている。また、近時はスポーツ・プラクティス分野の案件にも携わっており、スポーツビジネスに関与する企業・スポーツ団体・選手へのアドバイスを提供している。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>